

広島県告示第二百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

波多見六丁目二〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
呉市	音戸町	波多見六丁目		五二五七番一 五一五八番一 五一五五番二地先市道敷 五一五五番一〇 五二三四番一	標柱一号及び七号 標柱二号 標柱三号 標柱四号 標柱五号及び六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

国信二丁目一六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町・丁目	大字	字	地番	標柱番号
安芸郡	海田町	東海田	上大迫谷 上安井	五九二〇番 二八六番二 二八七番一 二九一番一 二八七番二	標柱一号 標柱二号 標柱三号及び四号 標柱五号 標柱八号

